

○町田市測量標等管理要綱

平成15年4月1日

施行

都市づくり部土地利用調整課

注 2008年12月以降の改正沿革のみ登載

第1 趣旨

この要綱は、町田市（以下「市」という。）が測量基準点として管理している測量標の使用及び保全並びに都市計画道路線形指導座標の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において「測量標」とは、測量法（昭和24年法律第188号。以下「法」という。）第33条第1項の規定により国土交通大臣の承認を受けた公共測量作業規程で定める基準点のうち、一時標識及び仮設標識（法第41条の規定により審査を経て公表された測量成果であるものに限る。以下同じ。）並びに永久標識をいう。

第3 使用の申請及び承認

- 1 測量標を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ町田市測量標使用承認申請書（第1号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 前項の場合において、地積測量図等を作成するために測量標を使用しようとするときは、前項の申請書に代えて町田市測量標包括使用承認申請書（第2号様式）を提出することができる。
- 3 市長は、前2項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、測量標の使用について特に支障がないと認めるときは、町田市測量標使用承認書（第3号様式。以下「使用承認書」という。）又は町田市測量標包括使用承認書（第4号様式。以下「包括使用承認書」という。）により、申請者に通知する。
- 4 前項に規定する包括使用の承認期間は、1年とする。ただし、年度途中において承認された包括使用の承認期間は、当該年度の3月31日までとする。

5 市長は、前3項に規定する承認を行う場合において、前項に定めるもののほか必要な条件を付することができる。

第4 使用時における遵守事項

測量標を使用して測量を実施する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 測量標を使用するときは、あらかじめ当該測量標が存する土地の所有者又は管理者に必ず立入りの承諾を求めること。
- (2) 測量標を使用するときは、必ず使用承認書（包括使用承認を受けたときは、包括使用承認書の写し）を携帯すること。
- (3) 測量標を使用するときは、その周辺を汚さないよう保全に努めるとともに、汚損、破損等のないよう取扱いに留意すること。
- (4) 一時標識及び仮設標識については、使用者の責任において精度の検証をすること。
- (5) 測量標の使用に際し、疑義等が生じたときは、市と協議してから使用すること。

第5 使用の報告

1 第3第3項の規定により使用の承認を受けた者は、測量標を使用したとき又は使用しないこととなったときは、次の表に定める報告書に關係書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、測量標を使用して測量を実施した者は、その測量成果に承認を受けた番号等を明示しなければならない。

区分	報告書の種類	提出期限
使用承認	町田市測量標使用（未使用）報告書（第5号様式）	測量標使用后又は未使用決定後速やかに
包括使用承認	町田市測量標包括使用（未使用）報告書（第6号様式）	測量標を使用した月又は未使用を決定した月

- 2 前項の規定にかかわらず、測量標使用時において、測量標の精度又は形状に異常が認められたときは、直ちに町田市測量標異常報告書（第 7 号様式）を提出しなければならない。この場合において、市長の求めに応じ、測量成果及び現場の写真を添付しなければならない。

第 6 公共測量

- 1 測量標を使用して、法第 5 条に規定する公共測量（以下「公共測量」という。）を行う者（以下「公共測量者」という。）は、法の規定による公共測量の手続を行わなければならない。
- 2 公共測量者は、公共測量を行おうとするときは、町田市基準点選点計画書（第 8 号様式。以下「計画書」という。）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、計画書の提出があったときは、その内容を審査し、選点について特に支障がないと認めるときは、町田市基準点選点承認書（第 9 号様式）により、公共測量者に通知する。
- 4 公共測量を行った者は、当該公共測量により設置した測量標を市に移管するものとする。
- 5 前項の規定により測量標を市に移管しようとする者は、町田市測量標移管申請書（第 10 号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 6 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、基準点の測量成果等について特に支障がないと認めるときは、町田市測量標移管受諾書（第 11 号様式）により、申請者に通知し、測量標の移管を受ける。

第 7 工事施行の届出

- 1 工事を施行する者（工事の施行主体又は工事請負者をいう。以下「工事施行者」という。）は、当該工事が次の各号のいずれかに該当するときは、町田市工事施行届出書（第 12 号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 測量標から水平方向に対して、45度の線より深く掘削する工事
- (2) 前号に掲げるもののほか、測量標の効用に影響を及ぼすおそれがあると市長が認める工事

2 市長は、前項に規定する届出を受けた場合において、測量標の効用保全のため必要と認めるときは、事前事後の比較観測（以下「効用確認測量」という。）等の必要な措置を講ずるよう町田市工事施行指示書（第13号様式）により、工事施行者に指示する。

第8 一時撤去又は移転

- 1 工事施行者は、測量標が当該工事の施行区域内に設置されており、かつ、明らかに工事の影響により測量標の効用を害するおそれがあると認められるときは、町田市測量標一時撤去・移転許可申請書（第14号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、測量標の移転又は一時撤去の必要があると認めるときは、町田市測量標一時撤去・移転許可書（第15号様式）により、工事施行者に通知する。
- 3 市長は、前項に規定する許可を行う場合において、必要な条件を付することができる。

第9 原状の回復等

- 1 工事施行者は、第8第2項の規定により許可を受けた測量標の一時撤去を行い、又は第7第2項の規定により効用確認測量を行った結果、測量標の効用を害したことを確認したときは、別に定めるところにより測量標を原状に回復しなければならない。
- 2 前項の規定は、第8第2項に規定する許可を得ないで工事を行い、測量標を毀損し、若しくは滅失し、又はその効用を害した場合において準用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、測量標を原状に回復することが困難であると市長が認めるときは、移転又は測量成果修正の方法によることができる。

第10 効用確認測量等の施行

- 1 工事施行者は、効用確認測量、原状回復、移転（測量作業を含む。）及び測量成果修正（以下これらを「効用確認測量等」という。）について、基準点測量の実績があると認める測量業者等に施行させなければならない。
- 2 工事施行者は、工事の着手前及び完了後に効用確認測量等を行い、その旨を速やかに町田市測量標効用確認等報告書（第16号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

第11 費用の負担

効用確認測量等の施行に要する費用は、工事施行者の負担とする。

第12 市が行う測量標の一時撤去等

市が土地又は施設の所有者及び管理者並びに公物管理者（以下「土地所有者等」という。）から建標承諾書又は占用許可書等を受け設置した測量標について土地所有者等の理由により一時撤去、移転、原状回復及び測量成果修正を行う場合は、第8、第9及び第11の規定にかかわらず、市の負担により、市が行う。

第13 都市計画道路線形指導座標の交付に係る申請及び承認

- 1 都市計画道路線形指導線を確認するため測量を実施しようとする者は、あらかじめ町田市都市計画道路線形指導座標交付申請書（第17号様式）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請があったときは、その内容を審査し、都市計画道路線形指導座標（以下「線形指導座標」という。）の使用について特に支障がないと認めるときは、町田市都市計画道路線形指導座標交付承認書（第18号様式）により、申請者に通知する。
- 3 市長は、前項に規定する承認を行う場合において、必要な条件を付すことができる。

第14 成果の提出

第13第2項の規定により線形指導座標の交付を受けた者は、当該線形指導座標

を基に測量を実施したときは、都市計画道路線形指導線が記載された成果図を提出しなければならない。

第15 補則

この要綱に定めるもののほか、測量標等の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2003年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年6月14日から施行する。